

田原市社協ヘルパーステーション指定居宅介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開設する田原市社協ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 田原市社協ヘルパーステーション

(2) 所在地 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地

(従業者の員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務職員、サービス提供責任者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤換算2.5以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 従業者 常勤換算2.5以上

従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、毎月第3日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、利用者の要望に応じて営業時間外の営業も随時行う。

(通常の実業の実施地域)

第 6 条 通常の実業の実施地域は、田原市、豊橋市（杉山町・老津町・城下町・赤沢町）の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第 7 条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護

② 家事援助

③ 通院等介助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(2) 同行援護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(利用者から受領する費用の額)

第 8 条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第 6 条の通常の実業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の実業の実施地域を越える地点から片道 1 0 キロメートル未満の区域 2 0 0 円

(2) 通常の実業の実施地域を越える地点から片道 1 0 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満の区域 4 0 0 円

(3) 通常の実業の実施地域を越える地点から片道 2 0 キロメートル以上の区域 6 0 0 円

3 前 2 項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前号の事項を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止)

第11条 身体拘束の適正化のための指針を定め、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。

2 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的を開催するなどの措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第14条 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(地域生活支援拠点等の機能)

第15条 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人田原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。